地域移行・地域生活支援を含む質の高い精神医療の評価

中医協 検-6-2参考 2 9 . 5 . 3 1

精神科病院

長期入院患者の地域移行

- ○「地域移行機能強化病 棟」の新設による重点的 な地域移行の取り組み
- 〇地域移行に関する評価 の充実

地域生活支援

- ○自宅等で暮らす重症精神疾患患者への集中的な支援
- 〇より自立した生活への移 行を促す精神科デイ・ケ ア等の提供

専門的な精神医療の充実

- 〇専門的な児童思春期精 神科外来医療の充実
- ○薬物依存症に対する集 団療法の新設
- ○医師・看護師による認知 療法・認知行動療法の 充実
- ○向精神薬の適切な処方 の推進





身体合併症を有する 精神疾患患者への医療

- ○精神病棟での特に重篤な急性 疾患等への対応(身体合併症 加算の対象疾患拡大)
- 〇精神科病院からの患者の受入 の評価
- 〇いわゆる「総合病院」精神病棟 の手厚い医師配置の評価
- 〇リエゾンチーム医療の推進
- ○精神症状を伴う救急搬送患者に 対する精神科医の診断治療
- 〇総合入院体制加算における精神疾患患者受入の要件の強化
- ○自殺企図者に対する継続的な 指導

総合的な機能を 有する病院

診療所

質の高い精神医療の評価(1)

地域移行を重点的に進める精神病棟の評価

▶ 集中的な退院支援と精神病床数の適正化に取り組む精神病棟を評価

(新) 地域移行機能強化病棟入院料 1,527点

「施設基準]

- (1) 看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び看護補助者が15:1以上で配置されていること。うち、 看護職員、作業療法士又は精神保健福祉士が6割以上であること。
- (2) 当該病棟において、看護職員、作業療法士及び精神保健福祉士の最小必要数(当該必要数が看護職員数を上回る場合には看護職員数)の2割以上が看護師であること。
- (3) 専従の精神保健福祉士が2名以上(当該病棟の入院患者が40を超える場合は3名以上)配置されていること。
- (4) 届出時に、当該保険医療機関全体の精神病床に、許可病床数の90%に相当する数以上の患者が 入院していること。(下回る場合は許可病床数の変更届を提出)
- (5) 1年以上の長期入院患者が当該病棟から退院した数が、月平均で当該病棟の届出病床数の1.5%に相当する数以上であること。
- (6)当該保険医療機関全体で、1年当たり、当該病棟の届出病床数の5分の1に相当する数の精神病床 を減らしていること。
- (7) 精神障害者の地域生活を支援する関係機関等との連携を有していること。
- (8) 平成31年度までに新規の届出を行うこと。
- > 5年以上の長期入院患者の退院に係る評価を充実

現行

改定後

精神科地域移行実施加算 20点

質の高い精神医療の評価②

重症精神疾患患者に対する集中的な支援の推進

長期入院後の患者等、自宅等で暮らす重症精神疾患患者に対する多職種協働の訪問支援や 緊急時対応について、算定要件や施設基準を見直すことにより、より一層の普及を図る。

現行

【精神科重症患者早期集中支援管理料】

管理料1 イ 同一建物居住者以外 1,800点

口 同一建物居住者

(1) 特定施設等の入居者 900点

(2)(1)以外

450点

管理料2 イ 同一建物居住者以外 1,480点

ロ 同一建物居住者の場合

(1) 特定施設等の入居者 740点

(2)(1)以外

370点

[算定要件] 以下の全てに該当する患者であること。

ア 1年以上入院して退院した者又は入退院を繰り返す者

- イ 統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、気分(感情) 障害又は重度認知症の者
- ウ 精神科への通院が困難な者
- エ 障害福祉サービスを利用していない者

[施設基準]

- (1) 常勤の精神保健指定医、保健師又は看護師、精神保健福祉士及び作業療法士が配置されていること。
- (2) 24時間往診<u>及び</u>精神科訪問看護<u>又は</u>精神科訪問看護・指 導の体制を確保していること。

改定後

【精神科重症患者早期集中支援管理料】

管理料1 イ <u>単一建物診療患者数が1人の場合</u> 1,800点

ロ 単一建物診療患者数が2人以上の場合 1,350点

管理料2 イ 単一建物診療患者数が1人の場合 1,480点

ロ 単一建物診療患者数が2人以上の場合 1,110点

「算定要件」以下の全てに該当する患者であること。

- ア 1年以上入院して退院した者又は入退院を繰り返す者
- イ 統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、気分(感情) 障害又は重度認知症の者
- ウ 精神科への通院が困難な者<u>(精神症状により単独での通院</u>が困難な者を含む)
- エ (削除)

「施設基準]

- (1) <u>常勤の精神保健指定医、常勤の保健師又は常勤の看護師、常勤の精神保健福祉士及び作業療法士</u>*が配置されていること。 ※作業療法士は非常勤でも可。
- (2) 24時間往診<u>又は</u>精神科訪問看護<u>若しくは</u>精神科訪問看護・指 導の体制を確保していること。

質の高い精神医療の評価③

長期かつ頻回の精神科デイ・ケア等の適正化

- ▶ 1年以上にわたってデイ・ケア等を実施する患者については、精神保健福祉士等による患者の 意向の聴取等が行われる場合に限り、週4回以上の算定を可能とする。
- ▶ 3年以上にわたってデイ・ケア等を実施する患者については、週4日目以降の評価を適正化する。

現行

【精神科ショート・ケア】

【精神科デイ・ケア】

【精神科デイ・ナイト・ケア】

【精神科ナイト・ケア】

注1年を超える期間に行われる場合は、週5日を限度として算定する。



改定後

【精神科ショート・ケア】

【精神科デイ・ケア】

【精神科デイ・ナイト・ケア】

【精神科ナイト・ケア】

注 1年を超える期間に行われる場合は、週5日を限度 として算定する。ただし、<u>週4日以上実施する場合に</u> は、以下の要件を全て満たすこと。

- 〇医学的に特に必要と判断されること
- 〇精神保健福祉士等が聴取した患者の意向に 沿った診療計画に基づいて実施されること
- 〇月14回以上デイ・ケア等を提供する患者の割合が8割未満であること。またはデイ・ケアの実施期間の平均が12か月未満であること。
- 注 3年を超える期間に行われる場合であって、週4日 以上実施する場合には、週4日目以降、所定点数の 100分の90に相当する点数により算定する(1年以上 の長期入院歴を有する患者を除く。)(※)。

(※)ショート・ケアを除く。

質の高い精神医療の評価④

身体疾患等と精神症状を併せ持つ患者の受け入れ体制の確保

一般病院において、身体合併症に対する入院治療が必要な精神疾患患者の受け入れや、精神症状を併せ持つ救急搬送患者に対し精神科医が診療を行った場合の評価を新設する。

(新) 精神疾患診療体制加算

- <u>1 精神科病院の求めに応じ、身体合併症に対する入院治療を要する精神疾患</u> <u>患者の転院を受け入れた場合</u> <u>1,000点</u>(入院初日)
- 2 身体疾患又は外傷と精神症状を併せ持つ救急搬送患者を精神科医が診療 した場合 330点(入院初日から3日以内に1回)

[施設基準]

- (1) 許可病床数が100床以上であり、内科、外科を標榜し、当該診療科に係る入院医療を提供している 保険医療機関であること。
- (2) 精神病床の数が、当該保険医療機関全体の病床数の50%未満であること。
- (3) 第2次救急医療体制を有していること。又は、救命救急センター、高度救命救急センター若しくは総合制度期母子医療センターを設置していること。

精神病床における結核等の二類感染症管理の充実

▶ 難病等特別入院診療加算(二類感染症患者入院診療加算)及び二類感染症患者療養環境特別加算の対象を精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(精神病棟)にも拡大する。

質の高い精神医療の評価⑤

いわゆる「総合病院」の精神病棟における手厚い医師配置の評価

▶ 精神疾患患者の身体合併症治療の体制等を整備する精神病棟を新たに評価する。

(新) 精神科急性期医師配置加算 500点(1日につき)

[施設基準]

- (1) 入院患者数が16又はその端数を増すごとに1以上の医師が配置されていること。
- (2) 病床数が100床以上の病院であって、内科、外科、耳鼻科、眼科、整形外科及び精神科を標榜していること。
- (3) 精神病床の数が病床数の50%未満かつ2病棟以下であること。
- (4) 精神科リエゾンチーム加算の届出を行っていること。
- (5) 第2次救急医療体制を有していること。又は、救命救急センター、高度救命救急センター若しくは総合周産期母子医療センターを設置していること。
- (6) 精神科医が、身体の傷病と精神症状を併せ持つ救急搬送患者を、毎月5名以上、到着後12時間 以内に診察していること。
- (7) 入院患者の5%以上が入院時に精神科身体合併症管理加算の対象となる患者であること。

精神病棟における身体合併症治療体制の確保

▶ 精神科救急・合併症入院料合併症ユニット及び精神科身体合併症管理加算の対象疾患に、特に重篤な急性疾患等を追加

「追加する疾患・病態」

間質性肺炎の急性増悪、劇症肝炎、末期の悪性腫瘍、重篤な血液疾患、急性かつ重篤な腎疾患等

質の高い精神医療の評価⑥

精神科リエゾンチームのさらなる普及

▶ チームを構成する看護師や精神保健福祉士等の要件を緩和するとともに評価を充実する。

現行

精神科リエゾンチーム加算

200点(週1回)

[施設基準]

(1)以下の3名以上から構成される精神科リエゾンチームが設置されていること。

ア5年以上の経験を有する専任精神科の医師 イ精神科等の経験を5年以上有する、所定の研 修を修了した専任の常勤の看護師 ウ精神科病院等での精神医療に3年以上の経 験を有する専従の常勤精神保健福祉士等



改定後

精神科リエゾンチーム加算

300点(週1回)

[施設基準]

(1)以下の3名以上から構成される精神科リエゾンチームが設置されていること。

ア5年以上の経験を有する専任の精神科医師 イ精神科の経験を3年以上有する、所定の研修 を修了した専任の常勤の看護師 ウ精神科病院等での精神医療に3年以上の経 験を有する専従の常勤精神保健福祉士等。た だし、当該チームが診療する患者が週に15人 以内の場合には、専任の常勤精神保健福祉士 等とすることができる。

自殺企図後の患者に対する継続的な指導の評価

▶ 精神科リエゾンチームの医師・精神保健福祉士等が自殺企図により入院した患者に対し、 一定期間継続して、生活上の課題の確認、助言及び指導を行った場合の評価を新設する。

(新) 救急患者精神科継続支援料 入院中の患者 435点(月1回)

入院中以外の患者 135点(6ヶ月に6回まで)

「施設基準]

適切な研修を受けた専任の常勤医師1名及び専任の常勤精神保健福祉士等1名が適切に配置されていること。7

質の高い精神医療の評価⑦

向精神薬の適切な処方の促進

▶ 抗精神病薬等の適切な処方を促す観点から、多剤・大量処方が行われている患者に対する診療報酬上の評価を見直す。

処方料、薬剤料、処方せん料

現行

処方料、薬剤料、処方せん料

3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、4種類以上の抗うつ薬又は4種類以上の抗精神病薬の投薬(以下①から④を除く)を行った場合。

- ① 他院で多剤投与を受けていた患者を引き継いだ場合
- ② 薬剤を切り替える場合
- ③ 臨時に投薬する場合
- ④ 精神科の診療に係る経験を十分に有する医師が患者の病状等によりやむを得ず投与を行う必要があると認めた場合

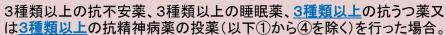
処方料 20点

薬剤料 所定点数の100分の80

処方せん料 30点

改定後

処方料、薬剤料、処方せん料



- ① 他院で多剤投与を受けていた患者を引き継いだ場合
- ② 薬剤を切り替える場合
- ③ 臨時に投薬する場合
- ④ 精神科の診療に係る経験を十分に有する医師が患者の病状等によりやむを得ず投与を行う必要があると認めた場合(3種類の抗うつ薬 又は3種類の抗精神病薬を投与する場合に限る。)

処方料 20点

薬剤料 所定点数の100分の80(※)

※抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬又は抗精神病薬に限る

処方せん料 30点

通院,在宅精神療法、精神科継続外来支援,指導料

1回の処方において、抗精神病薬又は抗うつ薬が3種類以上処方されている場合は、以下の①から③の全てを満たす場合を除き、所定点数の100分の50に相当する点数により算定。

- ① 当該保険医療機関において、3種類以上の抗うつ薬の投与を受けている患者及び3種類以上の抗精神病薬を受けている患者が、抗うつ薬又は抗精神病薬の 投与を受けている患者の1割未満(※1)である。
- ② 当該患者に対して、適切な説明、残薬の確認、副作用の評価、減薬の可能性の検討が行われている。
- ③ 当該処方が臨時の投薬等のもの、又は患者の病状等によりやむを得ず投与するもの(※2)である。
- ※1 平成28年7月以降、毎年度4月、7月、10月、1月に過去3月の実績を報告。ただし、平成28年7月は改定前の方法、様式による報告でも可とし、平成28年9月までは全ての保険医療機関が① を満たすものとして扱う。
- ※2 処方料等における「精神科の診療に係る経験を十分に有する医師が患者の病状等によりやむを得ず投与を行う必要があると認めた場合」に限る。ただし、平成28年9月までは精神科を担当する臨床経験5年以上の医師の判断でも可。

質の高い精神医療の評価(8)

薬物依存症に対する集団療法の評価

薬物依存症の患者に対し、標準化された方法で実施する集団療法の評価を新設する。

(新) 依存症集団療法 340点(1回につき)

「算定要件〕

医師又は医師の指示を受けた看護師・精神保健福祉士等で構成される2人以上の従事者(このうち1人 以上は、当該療法の実施時間において専従する医師、看護師又は作業療法士(いずれも依存症集団療 法に関する適切な研修を修了した者に限る。)であること。)が 実施した場合に、6月以内に限り、週1回を 限度として算定する。

専門的な児童・思春期精神科外来医療の評価

▶ 専門的な精神医療を提供している保険医療機関や特定機能病院が行う、20歳未満の患者に 対する通院・在宅精神療法の評価を新設する。

通院•在宅精神療法 児童思春期専門管理加算

(新) 1 16歳未満の患者に実施した場合

500点(1回につき)

(新) 2 20歳未満の患者の病状の評価等を60分以上実施した場合

1,200点(初診から3ヶ月以内に1回)

「施設基準]

- (1) ①精神保健指定医に指定されてから5年以上主として20歳未満の患者の精神医療に従事した経験を 有する常勤精神保健指定医及び②20歳未満の患者の精神医療に従事した経験1年以上を含む精神科 の経験3年以上の常勤医師が、それぞれ1名以上勤務していること。
- (2) 専任の精神保健福祉士又は臨床心理技術者が1名以上配置されていること。
- (3) 精神療法を実施した16歳未満の患者の数が、月平均40人以上であること。
- (4) 診療所については(1)~(3)に加え、精神療法を実施した患者の50%以上が16歳未満の者であること。

平成28年度診療報酬改定

質の高い精神医療の評価⑨

医師及び看護師による認知療法・認知行動療法の実施

▶認知療法・認知行動療法に対応する医師の負担を軽減する観点から、医師の指示のもと、一定の知識と経験 を有する看護師が、認知療法・認知行動療法の各面接の一部分を実施する形式のものについても評価する。

認知療法 認知行動療法

(新) 3<u>地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医と</u> 看護師が共同して行う場合 350点

「算定要件」

- ① 初回と、治療の終了を予定する回の治療にかかる面接は専任の医師が実施し、専任の看護師が同席する。
- ② その間の治療は、初回に同席した看護師が実施し、面接後に、専任の医師が、患者と5分以上面接する。
- ③ 看護師が面接を実施する場合は、患者の同意を得た上で当該面接の内容を録音する。専任の医師はその内容を、指示、指導の参考とする。

[施設基準]

当該保険医療機関内に、以下の全てを満たす専任の看護師が1名以上勤務していること等

- ① 認知療法・認知行動療法1又は2を行う外来に2年以上勤務し、治療にかかる120回以上の面接に同席した経験があること。
- ② うつ病等の気分障害の患者に対して、認知療法・認知行動療法の手法を取り入れた面接を過去に自ら10症例120回以上実施し、その内容のうち5症例60回以上のものについて、面接を録画、録音等の方法により記録して、専任の医師又は③の研修の講師が確認し、必要な指導を受けていること。
- ③ 適切な研修を修了していること。

認知療法・認知行動療法の対象疾患の拡大

▶認知療法・認知行動療法の対象疾患について、新たに不安障害を追加する。

(現行) うつ病等の気分障害

(追加) 不安障害(強迫性障害、社交不安障害、パニック障害、心的外傷後ストレス障害(PTSD))